

提案第6号

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて

- 1 勤労者対策については、稲沢市の制度に統一する。
- 2 消費者行政については、稲沢市の事業を継続する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25-20 勤労者・消費者関連事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none">1 勤労者対策については、稲沢市の制度に統一する。2 消費者行政については、稲沢市の事業を継続する。

【提案理由】

- 1 勤労者の雇用安定の取り組みを図るとともに、安心して健康で文化的な生活を営むことができる環境整備を図る。
- 2 市民の暮らしに役立つ情報や知識を提供し、一人ひとりが、賢い消費者となるよう支援を図る。

【法令・取扱通知等】

雇用対策法（昭和41年7月21日法律第132号）

（地方公共団体の施策）

第5条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）

（国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるとともに、事業主、障害者その他の関係者に対する援助の措置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる等障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）

（国及び地方公共団体の責務）

第5条 国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

消費者保護基本法（昭和43年5月30日法律第78号）

（地方公共団体の責務）

第3条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（苦情処理体制の整備等）

第15条 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努めなければならない。

2 市町村（特別区を含む。）は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
勤労者対策	<p>勤労者資金 勤労者資金融資預託（東海労金） 17,200 千円</p> <p>愛知県勤労者信用基金出捐金 （平成 14 年度末現在 3,310 千円）</p> <p>貸付条件 普通貸付（生活資金） 限度額 200 万円 期間 5 年以内 貸付利率 年 2.40% 担保 不要 保証人 保証機関</p> <p>特別貸付（住宅資金） 限度額 1,000 万円 期間 30 年以内 貸付利率 固定年 3.20% 変動年 2.175% 担保 必要 保証人 保証機関</p> <p>高年齢者職業相談 相談員 2 名 相談日 月曜日～金曜日 相談時間 午前 9 時から正午 午後 1 時～午後 4 時</p>	<p>勤労者資金 勤労者資金融資預託（東海労金） 3,000 千円</p> <p>愛知県勤労者信用基金出捐金 （平成 14 年度末現在 540 千円）</p> <p>住宅資金 限度額 1,000 万円 期間 30 年以内 貸付利率 固定年 3.23% 変動年 2.175% 担保 必要 保証人 連帯保証人（町内在住者）</p> <p>高年齢者職業相談 相談員 1 名 相談日 毎月 1 回第 3 火曜日 相談時間 午前 9 時から正午 午後 1 時～午後 4 時</p>	<p>勤労者資金 勤労者資金融資預託（東海労金） 3,000 千円</p> <p>愛知県勤労者信用基金出捐金 （平成 14 年度末現在 350 千円）</p> <p>住宅資金 限度額 600 万円 期間 25 年以内 貸付利率 固定年 3.23% 変動年 2.175% 担保 必要 保証人 連帯保証人（町内在住者）</p> <p>該当なし</p>	<p>合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>合併後、新市において調整する。</p> <p>稲沢市の事業を継続す</p>
勤労者	障害者雇用キャンペーン	該当なし	該当なし	

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
対策	<p>障害者雇用促進月間の9月に障害者雇用率の低い事業所を公共職業安定所の協力を得て会社訪問を実施。</p> <p>障害者特別雇用奨励金 補助額（月額） 重度障害者 一人当たり 5,000 円 中度障害者 一人当たり 4,000 円 軽度障害者 一人当たり 3,000 円 補助期間 1年間</p> <p>中小企業退職金共済制度 加入促進補助金 補助額 共済契約を締結し、成立した月から起算して12か月分の掛金を納付した被共済者に係る12か月分の総額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部補助金 補助額 200千円</p> <p>稲沢市労務対策協議会補助金 補助額 700千円を限度 補助対象事業 労働力確保のための求職活動、定着指導 求職活動に必要な調査、研究、情報、資料の収集と提供 労務管理の改善、労働条件の向上等による雇用安定の推進指導</p> <p>労働団体文化事業費補助金 補助額 1,700千円を限度</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部助成金 助成額 50千円</p> <p>該当なし</p> <p>労働団体文化事業補助金 補助額 300千円を限度</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部負担金 負担金 50千円</p> <p>該当なし</p> <p>労働団体文化事業補助金 補助額 150千円を限度</p>	<p>る。</p> <p>合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>合併後、補助の見直しを図る。</p> <p>合併後に新市において商工会議所、商工会との調整を図る。</p> <p>合併後、補助の見直しを図る。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	補助対象事業 感謝祭、学習会、スポーツ大会等働く者との連帯と交流を深める事業	補助対象事業 感謝祭、学習会、スポーツ大会等働く者との連帯と交流を深める事業	補助対象事業 感謝祭、学習会、スポーツ大会等働く者との連帯と交流を深める事業	
消費者行政	<p>消費生活モニター 消費生活に関する問題の調査研究等 人数 14人(定数は20人以内) 任期 1年 報償 20,000円</p> <p>消費生活相談 商品及びサービスの購入並びに生活設計に関する相談と苦情相談 相談員 1人 相談日 毎月第3金曜日 10時~15時 場所 総合文化センター 謝礼 月額9,300円</p> <p>消費生活講座 講座回数 6回 定員 50人</p> <p>消費生活展 開催期間 2日間 会場 総合文化センター 委託先 消費生活展運営委員会</p> <p>量目検査 年2回実施 32品目/年</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>量目検査 年2回実施 22品目/年</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>量目検査 年2回実施 22品目/年</p>	<p>稲沢市の事業を継続する。</p> <p>稲沢市の事業を継続する。</p> <p>稲沢市の事業を継続する。</p> <p>稲沢市の事業を継続する。</p> <p>新市において県の基準取扱件数で実施する。</p>

【先進事例】

市町村名	合併の期日	勤労者・消費者関連事業の取扱い
------	-------	-----------------

埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年5月1日	勤労者・消費者関連事業の取扱い 勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	勤労者・消費者関連事業 勤労者・消費者関連の各種事務事業については、田原町の制度に統一する。 ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。